

平成 26 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

〔平成 26 年 3 月 28 日
国 住 備 第 3 2 2 号
国 住 整 第 9 2 号
国 住 市 第 2 1 9 号
国土交通事務次官通知〕

最終改正 平成 26 年 12 月 25 日
国 住 備 第 1 5 0 号
国 住 整 第 3 7 号
国 住 市 第 7 8 号

平成 26 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。

第 1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額を第 13 の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第 7 条第 4 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設等に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準建設費	公営住宅の建設に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準補修費		第 5 により算出した補修工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準宅地復旧費		第 6 により算出した宅地復旧工事費の額
公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費		第 7 により算出した住宅共用部分工事費の額	

	公営住宅法第9条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
地域優良賃貸住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日付け国住備第162号)第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
サービス付き高齢者向け住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第4条第5項に規定する標準工事費	第2及び第3により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
小規模住宅地区等改良事業	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(1)及び第4項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(1)及び第4項(1)に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額

改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び既設改善関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年3月19日付け建設省住整発第25号）第16第8項に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
住宅市街地総合整備事業のうち居住環境形成施設整備事業（密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第3号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章イ-16-(8)1第3号に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
住宅市街地総合整備事業のうちの都市再生住宅整備事業	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第8号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章イ-16-(8)1第8号に規定する国土交通大臣の定める額	従前居住者用住宅の建設に要する費用
		従前営業者用の店舗等施設の建設に要する費用
		第2により算出した主体附帯工事費の額
		第12により算出した賃貸施設工事費の額

第2 主体附帯工事費

1 主体附帯工事費

(1) 主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）は、住宅の戸数に、別表第1の（その1）から（その4）に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

（1戸当たり主体附帯工事費）

＝（別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事基本額）

＋（別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事費面積係数）×（1戸当たり平

均面積)

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1（その1）に定める1戸当たり標準床面積（以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。）を超える場合には、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,458,000円以内又は、2,868,000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

- (1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B'_i}{B_i} \times C_i \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 標準主体附帯工事費

B_i : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

B'_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

C_i : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

A_i : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

- (2) サービス付き高齢者向け住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造のサービス付き高齢者向け住宅で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により

算出することができるものとする。

$$D = \sum (B_i + P_i \times S_i) \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

B_i : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

P_i : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

S_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

A_i : 構造別ごとのサービス付き高齢者向け住宅の戸数

C_i : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

(3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

(4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅にあつては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に302,000円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、302,000円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数6以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乗じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30（ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の25）
高層住宅	100分の30

第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）、空き家住宅又は空き建築物の買収に要する費用の1㎡当たりの額（その額が121,000円を超える場合にあつては、121,000円）に買収する不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で22,000円を超える場合にあつては22,000円、非

木造住宅又は非木造建築物の除却工事で 32,000 円を超える場合にあっては 32,000 円) に除却する不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第 10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第 3 に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

1 戸当たり建設用地取得費限度額表

(単位：千円)

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－Ⅰ	大都市－Ⅱ	その他
限度額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注 1) 地域区分の大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱは、それぞれ別表第 4 のその 1 及びその 2 に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱの区域以外の区域とする。

注 2) D I D の区域内の用地については、その他の区域内の用地にあっては大都市－Ⅱの限度額を、大都市－Ⅱの区域内の用地にあっては大都市－Ⅰの限度額を、大都市－Ⅰの区域内の用地にあっては大都市－特の限度額を適用する。

注 3) 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条第 3 項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注 4) 注 3 に掲げる区域内で、かつ、D I D 区域内である区域内においては、注 2 及び注 3 にかかわらず大都市－特特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が 2,462,000 円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に

要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類の内各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の内各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	1,980	2,170	2,290	2,480	2,610

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が1,080,000円を超える場合にあっては、1,080,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が500,000円を超える場合にあっては、500,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用

ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用（当該費用が1,750,000円を超える場合にあっては、1,750,000円）

ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）

ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

第12 賃貸施設工事費

1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y'_i}{Y_i} \times Z_i$$

X : 賃貸施設工事費

Y_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y'_i : 当該施設の補助対象床面積

Z_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費

（i は、構造別を示す添字である。）

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(15)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,658,000円以下、(9)については1施設当たり745,000円以下、(15)については1施設当たり1,434,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した額は、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の1又は3分の2の場合にあっては3で、5分の2の場合にあっては5で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	16,740	16,410	15,450	14,840	14,790
	大都市		-	13,430	12,640	12,150	12,110
	多雪寒冷		13,130	12,880	12,120	11,640	-
	一般		-	12,490	11,750	11,290	11,260
	奄美		-	-	-	-	13,750
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	17,650	17,300	16,380	15,830	15,780
	大都市		-	14,290	13,530	13,080	13,040
	多雪寒冷		14,040	13,760	13,030	12,590	-
	一般		-	13,360	12,650	12,220	12,180
	奄美		-	-	-	-	14,970
耐火構造平家建	特別	74.7	18,690	18,320	17,210	16,550	16,530
	大都市		-	14,340	13,470	12,960	12,940
	多雪寒冷		13,970	13,700	12,870	12,370	-
	一般		-	13,080	12,290	11,810	11,800
	奄美		-	-	-	-	14,450
耐火構造2階建	特別	79.3	18,930	18,560	17,580	16,970	16,950
	大都市		-	15,300	14,480	13,980	13,970
	多雪寒冷		15,060	14,760	13,980	13,500	-
	一般		-	14,260	13,500	13,030	13,020
	奄美		-	-	-	-	15,940
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	17,270	16,930	16,120	15,620	15,580
	大都市		-	14,690	13,990	13,550	13,530
	多雪寒冷		14,480	14,190	13,510	13,090	-
	一般		-	13,590	12,930	12,530	12,510
	奄美		-	-	-	-	16,070
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	18,980	18,610	17,720	17,170	17,130
	大都市		-	16,150	15,380	14,900	14,870
	多雪寒冷		15,920	15,600	14,860	14,400	-
	一般		-	14,940	14,220	13,780	13,750
	奄美		-	-	-	-	17,670
中層耐火構造	特別		17,740	17,390	16,530	16,020	16,000
	大都市		-	15,110	14,360	13,910	13,900

(地上階数3階)	多雪寒冷	85.5	14,900	14,600	13,880	13,450	-
	一般		-	13,920	13,230	12,820	12,810
	奄美		-	-	-	-	16,400
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	19,510	19,120	18,170	17,610	17,590
	大都市		-	16,610	15,780	15,290	15,280
	多雪寒冷		16,380	16,060	15,260	14,790	-
	一般		-	15,310	14,550	14,090	14,080
	奄美		-	-	-	-	18,030
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	85.5	17,520	17,180	16,250	15,700	15,690
	大都市		-	14,800	14,000	13,520	13,510
	多雪寒冷		14,560	14,270	13,500	13,040	-
	一般		-	13,560	12,830	12,390	12,380
	奄美		-	-	-	-	15,850
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	19,260	18,890	17,870	17,260	17,250
	大都市		-	16,270	15,390	14,870	14,850
	多雪寒冷		16,000	15,690	14,840	14,340	-
	一般		-	14,910	14,100	13,630	13,610
	奄美		-	-	-	-	17,430
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	101.1	18,920	18,550	17,690	17,180	17,160
	大都市		-	15,410	14,690	14,260	14,250
	多雪寒冷		16,790	16,460	15,700	15,240	-
	一般		-	14,440	13,770	13,370	13,360
	奄美		-	-	-	-	17,630
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	101.1	19,950	19,560	18,740	18,240	18,230
	大都市		-	15,860	15,200	14,800	14,780
	多雪寒冷		17,390	17,050	16,340	15,910	-
	一般		-	14,700	14,080	13,710	13,700
	奄美		-	-	-	-	18,080
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	101.1	20,330	19,930	19,160	18,690	18,670
	大都市		-	17,190	16,520	16,120	16,110
	多雪寒冷		18,430	18,070	17,370	16,950	-
	一般		-	16,320	15,700	15,310	15,300
	奄美		-	-	-	-	20,190
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	101.1	21,540	21,120	20,360	19,930	19,910
	大都市		-	18,220	17,560	17,180	17,170
	多雪寒冷		19,530	19,150	18,470	18,070	-
	一般		-	17,300	16,680	16,320	16,310
	奄美		-	-	-	-	21,520
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	105.6	29,720	29,130	28,270	27,800	27,770
	大都市		-	22,480	21,810	21,450	21,430
	多雪寒冷		25,120	24,620	23,890	23,500	-
	一般		-	20,390	19,790	19,460	19,440
	奄美		-	-	-	-	23,910

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	14,360	14,080	
	一般		13,370	13,110	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	14,680	14,390	
	一般		13,940	13,670	
耐火構造平家建	特別	76.3	15,270	14,970	
	一般		14,550	14,270	
耐火構造2階建	特別	80.9	15,720	15,410	
	一般		14,980	14,690	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	16,180	15,860
		一般		15,330	15,030
	暖房設備付	特別	85.5	16,590	16,260
		一般		15,730	15,430
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	17,750	17,400
		一般		16,830	16,500
	暖房設備付	特別	94.0	18,240	17,880
		一般		17,300	16,960
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	16,720	16,390
		一般		15,720	15,420
	暖房設備付	特別	85.5	17,160	16,830
		一般		16,140	15,820
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	18,350	18,000
		一般		17,260	16,920
	暖房設備付	特別	94.0	18,870	18,500
		一般		17,740	17,390
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	15,460	15,150
		一般		14,530	14,250
	暖房設備付	特別	85.5	15,850	15,540
		一般		14,900	14,610
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,960	16,620
		一般		15,950	15,640
	暖房設備付	特別	94.0	17,420	17,080
		一般		16,380	16,060
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	102.7	15,390	15,090
		一般		14,230	13,950
	暖房設備付	特別	101.1	15,700	15,400
		一般		14,520	14,230
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	102.7	17,270	16,930
		一般		15,960	15,650
	暖房設備付	特別	101.1	17,530	17,180
		一般		16,200	15,880
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	102.7	18,360	18,000
		一般		16,980	16,650
	暖房設備付	特別	101.1	18,620	18,250

		一般		17,200	16,870
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	102.7	20,010	19,620
		一般		18,500	18,140
	暖房設備付	特別	101.1	20,220	19,830
		一般		18,700	18,330
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	24,680	24,200
		一般		22,820	22,380
	暖房設備付	特別	105.6	24,990	24,500
		一般		23,100	22,650

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	12,170
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	13,580
耐火構造平家建	74.7	13,620
耐火構造 2 階建	79.3	14,460
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	15,290
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	16,810
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	15,610
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	17,170
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,270
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	94.0	15,700
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	101.1	15,130
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	101.1	17,050
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	101.1	18,290

○その2 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの等に係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	15,940	15,630	14,710	14,130	14,090
	大都市		-	12,790	12,040	11,570	11,530
	多雪寒冷		12,510	12,260	11,540	11,090	-
	一般		-	11,890	11,190	10,750	10,720
	奄美		-	-	-	-	13,100
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	16,800	16,470	15,600	15,070	15,030
	大都市		-	13,610	12,890	12,450	12,410
	多雪寒冷		13,370	13,100	12,410	11,990	-
	一般		-	12,720	12,040	11,640	11,600
	奄美		-	-	-	-	14,260
耐火構造平家建	特別	74.7	17,800	17,450	16,390	15,760	15,740
	大都市		-	13,660	12,830	12,340	12,330
	多雪寒冷		13,300	13,040	12,250	11,780	-
	一般		-	12,450	11,700	11,250	11,240
	奄美		-	-	-	-	13,760
耐火構造2階建	特別	79.3	18,030	17,680	16,740	16,160	16,140
	大都市		-	14,570	13,790	13,310	13,300
	多雪寒冷		14,340	14,060	13,310	12,850	-
	一般		-	13,580	12,860	12,410	12,400
	奄美		-	-	-	-	15,180
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	17,200	16,860	16,050	15,560	15,530
	大都市		-	14,640	13,940	13,500	13,480
	多雪寒冷		14,420	14,140	13,460	13,040	-
	一般		-	13,530	12,880	12,490	12,460
	奄美		-	-	-	-	16,010
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	18,910	18,540	17,650	17,100	17,070
	大都市		-	16,090	15,320	14,850	14,820
	多雪寒冷		15,860	15,550	14,800	14,340	-
	一般		-	14,880	14,170	13,730	13,700
	奄美		-	-	-	-	17,610
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	17,680	17,330	16,470	15,960	15,940
	大都市		-	15,050	14,300	13,860	13,850
	多雪寒冷		14,840	14,550	13,830	13,400	-
	一般		-	13,870	13,180	12,770	12,760

	奄 美		-	-	-	-	16,340
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	19,430	19,050	18,100	17,540	17,530
	大 都 市		-	16,550	15,720	15,240	15,220
	多雪寒冷		16,320	16,000	15,200	14,730	-
	一 般		-	15,250	14,490	14,040	14,030
	奄 美		-	-	-	-	17,960
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特 別	85.5	17,460	17,110	16,190	15,640	15,630
	大 都 市		-	14,740	13,940	13,470	13,460
	多雪寒冷		14,500	14,220	13,450	12,990	-
	一 般		-	13,510	12,780	12,350	12,340
	奄 美		-	-	-	-	15,790
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	19,190	18,810	17,800	17,200	17,180
	大 都 市		-	16,200	15,330	14,810	14,800
	多雪寒冷		15,940	15,630	14,790	14,290	-
	一 般		-	14,850	14,050	13,580	13,560
	奄 美		-	-	-	-	17,360
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特 別	101.1	18,700	18,330	17,480	16,970	16,960
	大 都 市		-	15,220	14,520	14,100	14,080
	多雪寒冷		16,590	16,270	15,520	15,060	-
	一 般		-	14,270	13,610	13,210	13,200
	奄 美		-	-	-	-	17,420
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特 別	101.1	19,710	19,330	18,520	18,030	18,010
	大 都 市		-	15,680	15,020	14,620	14,610
	多雪寒冷		17,190	16,850	16,150	15,720	-
	一 般		-	14,530	13,920	13,550	13,540
	奄 美		-	-	-	-	17,870
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特 別	101.1	20,090	19,690	18,940	18,470	18,450
	大 都 市		-	16,980	16,330	15,930	15,920
	多雪寒冷		18,210	17,860	17,170	16,750	-
	一 般		-	16,130	15,510	15,130	15,120
	奄 美		-	-	-	-	19,950
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特 別	101.1	21,290	20,870	20,120	19,690	19,670
	大 都 市		-	18,000	17,360	16,980	16,970
	多雪寒冷		19,310	18,930	18,250	17,860	-
	一 般		-	17,100	16,490	16,130	16,120
	奄 美		-	-	-	-	21,270
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特 別	105.6	29,370	28,790	27,940	27,470	27,450
	大 都 市		-	22,210	21,560	21,200	21,180
	多雪寒冷		24,820	24,330	23,610	23,220	-
	一 般		-	20,150	19,550	19,230	19,210
	奄 美		-	-	-	-	23,630

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	13,670	13,400	
	一般		12,730	12,490	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	13,980	13,700	
	一般		13,280	13,020	
耐火構造平家建	特別	76.3	14,540	14,260	
	一般		13,860	13,590	
耐火構造2階建	特別	80.9	14,960	14,670	
	一般		14,260	13,980	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	16,120	15,800
		一般		15,280	14,980
	暖房設備付	特別	85.5	16,520	16,200
		一般		15,670	15,370
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	17,680	17,330
		一般		16,770	16,440
	暖房設備付	特別	94.0	18,170	17,820
		一般		17,230	16,890
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	16,660	16,330
		一般		15,660	15,360
	暖房設備付	特別	85.5	17,100	16,760
		一般		16,070	15,760
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	18,290	17,930
		一般		17,190	16,850
	暖房設備付	特別	94.0	18,800	18,430
		一般		17,670	17,320
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	15,400	15,100
		一般		14,480	14,190
	暖房設備付	特別	85.5	15,790	15,480
		一般		14,850	14,550
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,890	16,560
		一般		15,890	15,580
	暖房設備付	特別	94.0	17,350	17,010
		一般		16,320	16,000
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	102.7	15,210	14,910
		一般		14,060	13,790
	暖房設備付	特別	101.1	15,520	15,210
		一般		14,350	14,070
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	102.7	17,060	16,730
		一般		15,780	15,470
	暖房設備付	特別	101.1	17,320	16,980
		一般		16,010	15,690
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	102.7	18,150	17,790
		一般		16,780	16,450
	暖房設備付	特別	101.1	18,400	18,040

		一般		17,000	16,670
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	102.7	19,770	19,390
		一般		18,280	17,920
	暖房設備付	特別	101.1	19,990	19,600
		一般		18,480	18,110
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	24,390	23,920
		一般		22,550	22,110
	暖房設備付	特別	105.6	24,700	24,210
		一般		22,830	22,380

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	11,590
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	12,930
耐火構造平家建	74.7	12,970
耐火構造 2 階建	79.3	13,770
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	15,230
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	16,750
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	15,550
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	17,100
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,220
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	94.0	15,640
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	101.1	14,950
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	101.1	16,850
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	101.1	18,070

○その3 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	81.3	18,210	17,850	16,800	16,140	16,080
	大都市		-	14,610	13,740	13,200	13,170
	多雪寒冷		14,280	14,010	13,170	12,660	-
	一般		-	13,560	12,780	12,270	12,240
	奄美		-	-	-	-	14,940
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	85.9	19,110	18,720	17,730	17,130	17,070
	大都市		-	15,480	14,640	14,160	14,100
	多雪寒冷		15,180	14,880	14,100	13,620	-
	一般		-	14,460	13,680	13,230	13,170
	奄美		-	-	-	-	16,200
耐火構造平家建	特別	81.3	20,310	19,920	18,720	18,000	17,970
	大都市		-	15,600	14,640	14,100	14,070
	多雪寒冷		15,180	14,880	13,980	13,440	-
	一般		-	14,220	13,350	12,840	12,840
	奄美		-	-	-	-	15,720
耐火構造2階建	特別	85.9	20,490	20,100	19,020	18,360	18,360
	大都市		-	16,560	15,690	15,120	15,120
	多雪寒冷		16,290	15,990	15,120	14,610	-
	一般		-	15,420	14,610	14,100	14,100
	奄美		-	-	-	-	17,250
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	18,570	18,210	17,340	16,800	16,770
	大都市		-	15,810	15,060	14,580	14,550
	多雪寒冷		15,570	15,270	14,550	14,100	-
	一般		-	14,610	13,920	13,470	13,470
	奄美		-	-	-	-	17,310
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	20,310	19,890	18,960	18,360	18,330
	大都市		-	17,280	16,440	15,930	15,900
	多雪寒冷		17,010	16,680	15,870	15,390	-
	一般		-	15,960	15,210	14,730	14,700
	奄美		-	-	-	-	18,900
中層耐火構造	特別		19,110	18,720	17,790	17,250	17,220
	大都市		-	16,260	15,450	14,970	14,970

(地上階数 3 階)	多雪寒冷	92.1	16,020	15,720	14,940	14,460	-
	一般		-	14,970	14,250	13,800	13,770
	奄美		-	-	-	-	17,640
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	20,850	20,460	19,440	18,840	18,810
	大都市		-	17,760	16,890	16,350	16,350
	多雪寒冷		17,520	17,160	16,320	15,810	-
	一般		-	16,380	15,540	15,060	15,060
	奄美		-	-	-	-	19,290
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階)	特別	92.1	18,870	18,480	17,490	16,890	16,890
	大都市		-	15,930	15,060	14,550	14,550
	多雪寒冷		15,660	15,360	14,520	14,040	-
	一般		-	14,580	13,800	13,350	13,320
	奄美		-	-	-	-	17,070
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	20,610	20,190	19,110	18,450	18,450
	大都市		-	17,400	16,440	15,900	15,870
	多雪寒冷		17,100	16,770	15,870	15,330	-
	一般		-	15,930	15,090	14,580	14,550
	奄美		-	-	-	-	18,630
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	特別	107.7	20,130	19,740	18,840	18,270	18,270
	大都市		-	16,410	15,630	15,180	15,180
	多雪寒冷		17,880	17,520	16,710	16,230	-
	一般		-	15,360	14,640	14,220	14,220
	奄美		-	-	-	-	18,750
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	特別	107.7	21,240	20,820	19,950	19,410	19,410
	大都市		-	16,890	16,170	15,750	15,720
	多雪寒冷		18,510	18,150	17,400	16,920	-
	一般		-	15,660	15,000	14,580	14,580
	奄美		-	-	-	-	19,260
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特別	107.7	21,630	21,210	20,400	19,890	19,890
	大都市		-	18,300	17,580	17,160	17,130
	多雪寒冷		19,620	19,230	18,480	18,030	-
	一般		-	17,370	16,710	16,290	16,290
	奄美		-	-	-	-	21,480
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特別	107.7	22,950	22,500	21,690	21,210	21,180
	大都市		-	19,380	18,690	18,300	18,270
	多雪寒冷		20,790	20,400	19,650	19,230	-
	一般		-	18,420	17,760	17,370	17,370
	奄美		-	-	-	-	22,920
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特別	112.2	31,560	30,930	30,030	29,520	29,490
	大都市		-	23,880	23,160	22,770	22,740
	多雪寒冷		26,670	26,160	25,380	24,960	-
	一般		-	21,660	21,000	20,670	20,640
	奄美		-	-	-	-	25,380

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	82.9	15,570	15,270
		一般		14,520	14,220
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	87.5	15,870	15,540
		一般		15,060	14,760
耐火構造平家建		特別	82.9	16,590	16,260
		一般		15,810	15,480
耐火構造2階建		特別	87.5	16,980	16,650
		一般		16,200	15,870
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	17,400	17,040
		一般		16,470	16,170
	暖房設備付	特別	92.1	17,850	17,490
		一般		16,920	16,590
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	18,960	18,600
		一般		17,970	17,640
	暖房設備付	特別	100.6	19,500	19,110
		一般		18,510	18,120
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	17,970	17,610
		一般		16,890	16,560
	暖房設備付	特別	92.1	18,480	18,120
		一般		17,370	17,010
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	19,620	19,230
		一般		18,420	18,060
	暖房設備付	特別	100.6	20,190	19,770
		一般		18,960	18,600
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	16,620	16,290
		一般		15,630	15,300
	暖房設備付	特別	92.1	17,070	16,710
		一般		16,050	15,720
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	18,120	17,760
		一般		17,040	16,710
	暖房設備付	特別	100.6	18,630	18,270
		一般		17,520	17,160
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	109.3	16,350	16,050
		一般		15,120	14,820
	暖房設備付	特別	107.7	16,710	16,380
		一般		15,450	15,150
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	109.3	18,360	18,000
		一般		16,980	16,650
	暖房設備付	特別	107.7	18,660	18,300
		一般		17,250	16,890
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	109.3	19,530	19,140
		一般		18,060	17,700
	暖房設備付	特別	107.7	19,830	19,440

		一般		18,300	17,940
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	109.3	21,270	20,850
		一般		19,680	19,290
	暖房設備付	特別	107.7	21,540	21,120
		一般		19,890	19,500
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	26,190	25,680
		一般		24,210	23,730
	暖房設備付	特別	112.2	26,550	26,010
		一般		24,540	24,060

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	13,230
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	14,700
耐火構造平家建	81.3	14,820
耐火構造 2 階建	85.9	15,660
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,440
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	17,970
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,800
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	18,360
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,360
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	100.6	16,800
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	107.7	16,110
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	107.7	18,150
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	107.7	19,470

○その４ 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注１）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に適用する。

注２）地区区分及び地域の区分は、その６による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積 (㎡/戸) B	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	81.3	17,340	16,980	15,990	15,360	15,330
	大 都 市		-	13,920	13,080	12,570	12,540
	多雪寒冷		13,590	13,320	12,540	12,060	-
	一 般		-	12,930	12,180	11,700	11,640
	奄 美		-	-	-	-	14,250
木造２階建及び 準耐火構造２階建	特 別	85.9	18,180	17,820	16,890	16,320	16,260
	大 都 市		-	14,730	13,950	13,470	13,440
	多雪寒冷		14,460	14,190	13,440	12,960	-
	一 般		-	13,770	13,020	12,600	12,540
	奄 美		-	-	-	-	15,420
耐火構造平家建	特 別	81.3	19,350	18,960	17,820	17,130	17,130
	大 都 市		-	14,850	13,950	13,410	13,410
	多雪寒冷		14,460	14,190	13,320	12,810	-
	一 般		-	13,530	12,720	12,240	12,210
	奄 美		-	-	-	-	14,970
耐火構造２階建	特 別	85.9	19,530	19,140	18,120	17,490	17,460
	大 都 市		-	15,750	14,940	14,400	14,400
	多雪寒冷		15,510	15,210	14,400	13,920	-
	一 般		-	14,700	13,920	13,440	13,410
	奄 美		-	-	-	-	16,440
中層準耐火構造 (地上階数３階)	特 別	92.1	18,510	18,150	17,280	16,740	16,710
	大 都 市		-	15,750	15,000	14,520	14,490
	多雪寒冷		15,510	15,210	14,490	14,040	-
	一 般		-	14,550	13,860	13,440	13,410
	奄 美		-	-	-	-	17,220
中層準耐火構造 (地上階数３階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	20,220	19,830	18,870	18,300	18,240
	大 都 市		-	17,220	16,380	15,870	15,840
	多雪寒冷		16,950	16,620	15,810	15,330	-
	一 般		-	15,900	15,150	14,670	14,640
	奄 美		-	-	-	-	18,840
中層耐火構造	特 別		19,020	18,660	17,730	17,160	17,160

(地上階数 3 階)	大 都 市	92. 1	-	16, 200	15, 390	14, 910	14, 910
	多雪寒冷		15, 960	15, 660	14, 880	14, 430	-
	一 般		-	14, 940	14, 190	13, 740	13, 740
	奄 美		-	-	-	-	17, 580
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100. 6	20, 790	20, 370	19, 350	18, 750	18, 750
	大 都 市		-	17, 700	16, 800	16, 290	16, 290
	多雪寒冷		17, 460	17, 100	16, 260	15, 750	-
	一 般		-	16, 320	15, 480	15, 000	15, 000
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階)	奄 美	92. 1	-	-	-	-	19, 200
	特 別		18, 780	18, 420	17, 430	16, 830	16, 830
	大 都 市		-	15, 870	15, 000	14, 490	14, 490
	多雪寒冷		15, 600	15, 300	14, 460	13, 980	-
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	一 般	100. 6	-	14, 550	13, 740	13, 290	13, 260
	奄 美		-	-	-	-	17, 010
	特 別		20, 520	20, 130	19, 020	18, 390	18, 360
	大 都 市		-	17, 340	16, 380	15, 840	15, 810
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	多雪寒冷	107. 7	17, 040	16, 710	15, 810	15, 270	-
	一 般		-	15, 870	15, 030	14, 520	14, 490
	奄 美		-	-	-	-	18, 570
	特 別		19, 920	19, 500	18, 600	18, 060	18, 060
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	大 都 市	107. 7	-	16, 200	15, 450	15, 000	15, 000
	多雪寒冷		17, 670	17, 310	16, 500	16, 020	-
	一 般		-	15, 180	14, 490	14, 070	14, 040
	奄 美		-	-	-	-	18, 540
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	特 別	107. 7	21, 000	20, 580	19, 710	19, 200	19, 170
	大 都 市		-	16, 680	15, 990	15, 570	15, 540
	多雪寒冷		18, 300	17, 940	17, 190	16, 740	-
	一 般		-	15, 450	14, 820	14, 430	14, 400
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	奄 美	107. 7	-	-	-	-	19, 020
	特 別		21, 390	20, 970	20, 160	19, 650	19, 650
	大 都 市		-	18, 090	17, 370	16, 950	16, 950
	多雪寒冷		19, 380	19, 020	18, 270	17, 820	-
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	一 般	112. 2	-	17, 160	16, 500	16, 110	16, 080
	奄 美		-	-	-	-	21, 240
	特 別		22, 680	22, 230	21, 420	20, 970	20, 940
	大 都 市		-	19, 170	18, 480	18, 090	18, 060
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	多雪寒冷	107. 7	20, 550	20, 160	19, 410	19, 020	-
	一 般		-	18, 210	17, 550	17, 160	17, 160
	奄 美		-	-	-	-	22, 650
	特 別		31, 200	30, 570	29, 670	29, 160	29, 160
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	大 都 市	112. 2	-	23, 580	22, 890	22, 500	22, 470
	多雪寒冷		26, 370	25, 830	25, 080	24, 660	-
	一 般		-	21, 390	20, 760	20, 400	20, 400
	奄 美		-	-	-	-	25, 080

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	82.9	14,850	14,550	
	一般		13,830	13,560	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	15,090	14,820	
	一般		14,340	14,070	
耐火構造平家建	特別	82.9	15,780	15,480	
	一般		15,030	14,760	
耐火構造2階建	特別	87.5	16,170	15,840	
	一般		15,420	15,120	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	17,310	16,980
		一般		16,410	16,110
	暖房設備付	特別	92.1	17,790	17,430
		一般		16,860	16,530
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	18,900	18,510
		一般		17,910	17,550
	暖房設備付	特別	100.6	19,440	19,050
		一般		18,420	18,060
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	17,910	17,550
		一般		16,830	16,500
	暖房設備付	特別	92.1	18,390	18,030
		一般		17,310	16,950
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	19,530	19,140
		一般		18,360	18,000
	暖房設備付	特別	100.6	20,100	19,710
		一般		18,900	18,540
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	16,560	16,230
		一般		15,570	15,240
	暖房設備付	特別	92.1	16,980	16,650
		一般		15,990	15,660
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	18,030	17,700
		一般		16,980	16,650
	暖房設備付	特別	100.6	18,570	18,180
		一般		17,460	17,100
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	109.3	16,170	15,840
		一般		14,940	14,670
	暖房設備付	特別	107.7	16,530	16,200
		一般		15,270	14,970
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	109.3	18,150	17,790
		一般		16,770	16,440
	暖房設備付	特別	107.7	18,450	18,090
		一般		17,040	16,710
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	109.3	19,290	18,930
		一般		17,850	17,490
	暖房設備付	特別	107.7	19,590	19,200

		一般		18,090	17,730
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	109.3	21,030	20,610
		一般		19,440	19,050
	暖房設備付	特別	107.7	21,270	20,850
		一般		19,680	19,290
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	25,890	25,380
		一般		23,940	23,460
	暖房設備付	特別	112.2	26,220	25,710
		一般		24,240	23,760

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	12,600
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	13,980
耐火構造平家建	81.3	14,100
耐火構造 2 階建	85.9	14,910
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,380
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	17,910
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,740
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	18,300
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,300
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	100.6	16,740
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	107.7	15,900
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	107.7	17,940
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	107.7	19,230

○その5 サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円/戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円/㎡)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
木造平家建 及び 準耐火構造平屋建	特 別	5,909	5,793	5,453	5,238	5,222	134	132	124	119	119
	大 都 市	-	4,742	4,463	4,288	4,275	-	108	101	97	97
	多雪寒冷	4,636	4,545	4,278	4,109	-	105	103	97	93	-
	一 般	-	4,408	4,149	3,985	3,973	-	100	94	91	90
	奄 美	-	-	-	-	4,854	-	-	-	-	110
木造2階建 及び 準耐火構造2階建	特 別	5,997	5,879	5,567	5,379	5,363	136	134	127	122	122
	大 都 市	-	4,857	4,599	4,444	4,430	-	110	105	101	101
	多雪寒冷	4,770	4,676	4,428	4,278	-	108	106	101	97	-
	一 般	-	4,539	4,298	4,153	4,140	-	103	98	94	94
	奄 美	-	-	-	-	5,088	-	-	-	-	116
耐火構造平家建	特 別	6,597	6,467	6,076	5,842	5,836	150	147	138	133	133
	大 都 市	-	5,063	4,756	4,574	4,569	-	115	108	104	104
	多雪寒冷	4,931	4,834	4,542	4,367	-	112	110	103	99	-
	一 般	-	4,616	4,337	4,170	4,166	-	105	99	95	95
	奄 美	-	-	-	-	5,100	-	-	-	-	116
耐火構造2階建	特 別	6,434	6,308	5,973	5,766	5,760	146	143	136	131	131
	大 都 市	-	5,198	4,922	4,751	4,746	-	118	112	108	108
	多雪寒冷	5,117	5,017	4,751	4,586	-	116	114	108	104	-
	一 般	-	4,845	4,588	4,428	4,424	-	110	104	101	101
	奄 美	-	-	-	-	5,416	-	-	-	-	123
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	5,844	5,730	5,455	5,286	5,275	133	130	124	120	120
	大 都 市	-	4,974	4,735	4,588	4,579	-	113	108	104	104
	多雪寒冷	4,900	4,804	4,574	4,432	-	111	109	104	101	-
	一 般	-	4,598	4,378	4,242	4,234	-	105	99	96	96
	奄 美	-	-	-	-	5,441	-	-	-	-	124
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	6,030	5,911	5,628	5,453	5,442	137	134	128	124	124
	大 都 市	-	5,131	4,885	4,734	4,724	-	117	111	108	107
	多雪寒冷	5,056	4,957	4,719	4,573	-	115	113	107	104	-
	一 般	-	4,744	4,517	4,377	4,368	-	108	103	99	99
	奄 美	-	-	-	-	5,613	-	-	-	-	128
中層耐火構造 (地上階数3階)	特 別	6,006	5,888	5,595	5,422	5,416	136	134	127	123	123
	大 都 市	-	5,114	4,860	4,709	4,704	-	116	110	107	107
	多雪寒冷	5,042	4,944	4,698	4,552	-	115	112	107	103	-
	一 般	-	4,713	4,478	4,340	4,335	-	107	102	99	99
	奄 美	-	-	-	-	5,550	-	-	-	-	126
中層耐火構造	特 別	6,196	6,075	5,773	5,594	5,588	141	138	131	127	127
	大 都 市	-	5,276	5,014	4,858	4,853	-	120	114	110	110

(地上階数3階) (片廊下型住棟)	多雪寒冷	5,202	5,100	4,847	4,696	-	118	116	110	107	-
	一般	-	4,862	4,620	4,477	4,473	-	111	105	102	102
	奄美	-	-	-	-	5,726	-	-	-	-	130
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	5,931	5,815	5,501	5,315	5,310	135	132	125	121	121
	大都市	-	5,008	4,738	4,578	4,573	-	114	108	104	104
	多雪寒冷	4,927	4,830	4,570	4,415	-	112	110	104	100	-
	一般	-	4,590	4,342	4,195	4,191	-	104	99	95	95
	奄美	-	-	-	-	5,366	-	-	-	-	122
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	6,119	5,999	5,675	5,483	5,478	139	136	129	125	124
	大都市	-	5,167	4,888	4,723	4,718	-	117	111	107	107
	多雪寒冷	5,083	4,983	4,714	4,555	-	116	113	107	104	-
	一般	-	4,735	4,480	4,328	4,324	-	108	102	98	98
	奄美	-	-	-	-	5,536	-	-	-	-	126
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	5,670	5,559	5,302	5,147	5,142	129	126	120	117	117
	大都市	-	4,617	4,403	4,275	4,271	-	105	100	97	97
	多雪寒冷	5,032	4,933	4,705	4,568	-	114	112	107	104	-
	一般	-	4,327	4,127	4,006	4,002	-	98	94	91	91
	奄美	-	-	-	-	5,282	-	-	-	-	120
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	5,978	5,861	5,615	5,467	5,462	136	133	128	124	124
	大都市	-	4,754	4,554	4,434	4,430	-	108	104	101	101
	多雪寒冷	5,213	5,110	4,896	4,767	-	118	116	111	108	-
	一般	-	4,406	4,221	4,110	4,106	-	100	96	93	93
	奄美	-	-	-	-	5,419	-	-	-	-	123
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	6,091	5,972	5,742	5,602	5,596	138	136	130	127	127
	大都市	-	5,150	4,952	4,831	4,826	-	117	113	110	110
	多雪寒冷	5,523	5,415	5,206	5,080	-	126	123	118	115	-
	一般	-	4,892	4,704	4,589	4,585	-	111	107	104	104
	奄美	-	-	-	-	6,051	-	-	-	-	138
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	6,456	6,329	6,103	5,971	5,965	147	144	139	136	136
	大都市	-	5,459	5,263	5,150	5,145	-	124	120	117	117
	多雪寒冷	5,854	5,739	5,534	5,414	-	133	130	126	123	-
	一般	-	5,185	4,999	4,892	4,887	-	118	114	111	111
	奄美	-	-	-	-	6,450	-	-	-	-	147
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	8,637	8,468	8,218	8,080	8,072	196	192	187	184	183
	大都市	-	6,534	6,340	6,235	6,228	-	148	144	142	142
	多雪寒冷	7,300	7,157	6,945	6,829	-	166	163	158	155	-
	一般	-	5,927	5,751	5,655	5,649	-	135	131	129	128
	奄美	-	-	-	-	6,950	-	-	-	-	158

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		主体附帯工事費面積係 (千円/戸)		
		I	II	I	II	
		木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	5,000	4,902	114
	一般	4,657	4,568	106	104	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	4,924	4,828	112	110	
	一般	4,677	4,586	106	104	
耐火構造平家建	特別	5,318	5,214	121	118	
	一般	5,069	4,970	115	113	
耐火構造2階建	特別	5,272	5,168	120	117	
	一般	5,025	4,926	114	112	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,409	5,303	123	121
		一般	5,127	5,026	117	114
	暖房設備付	特別	5,615	5,504	128	125
		一般	5,326	5,221	121	119
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,573	5,464	127	124
		一般	5,286	5,182	120	118
	暖房設備付	特別	5,794	5,681	132	129
		一般	5,494	5,386	125	122
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,591	5,481	127	125
		一般	5,257	5,154	119	117
	暖房設備付	特別	5,809	5,695	132	129
		一般	5,462	5,354	124	122
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,763	5,650	131	128
		一般	5,418	5,312	123	121
	暖房設備付	特別	5,993	5,876	136	134
		一般	5,634	5,524	128	126
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,168	5,067	117	115
		一般	4,859	4,764	110	108
	暖房設備付	特別	5,364	5,259	122	120
		一般	5,044	4,945	115	112
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,325	5,220	121	119
		一般	5,008	4,910	114	112
	暖房設備付	特別	5,533	5,425	126	123
		一般	5,203	5,101	118	116
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	4,561	4,472	104	102
		一般	4,218	4,135	96	94
	暖房設備付	特別	4,706	4,614	107	105
		一般	4,350	4,265	99	97
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	5,118	5,018	116	114
		一般	4,732	4,639	108	105
	暖房設備付	特別	5,253	5,150	119	117
		一般	4,854	4,759	110	108
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	5,443	5,337	124	121
		一般	5,033	4,934	114	112
	暖房設備付	特別	5,579	5,469	127	124

		一般	5,156	5,055	117	115
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	5,931	5,815	135	132
		一般	5,483	5,376	125	122
	暖房設備付	特別	6,061	5,942	138	135
		一般	5,603	5,493	127	125
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	7,099	6,959	161	158
		一般	6,563	6,435	149	146
	暖房設備付	特別	7,263	7,121	165	162
		一般	6,715	6,583	153	150

(沖縄)

構 造 別	1 戸あたり 主体附帯工事費基本額 (千円/戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円/㎡)
木造平家建及び準耐火構造平家建	4,296	98
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	4,615	105
耐火構造平家建	4,809	109
耐火構造 2 階建	4,913	112
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	5,175	118
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	5,340	121
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	5,283	120
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	5,453	124
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	4,831	110
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	4,988	113
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	4,533	103
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	5,111	116
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	5,481	125

○その6 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地区名	地域
特別地区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市（旧今市市、旧足尾町及び旧藤原村を除く。）に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。）、山梨県、岐阜県（郡上市、益田郡、揖斐川町（旧藤橋村に限る。）、特別地区に該当する地域を除く大野郡、高山市及び飛騨市に限る。）、滋賀県（米原市（旧伊吹町に限る。）、長浜市（旧木之本町及び旧西浅井町に限る。）及び高島市（旧マキノ町、旧今津町及び旧朽木村に限る。）に限る。）、京都府（福知山市（旧三和町を除く。）、舞鶴市、綾部市、宮津市、与謝郡、南丹市（旧美山町に限る。）及び京丹後市のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、美方郡、養父市及び朝来市（旧和田山町に限る。）に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市（旧那賀郡を除く。）、益田市（旧美濃郡を除く。）、江津市（旧桜江町を除く。）及び大田市（旧邇摩郡に限る。）を除く。）
奄美地区	鹿児島県（奄美市及び大島郡に限る。）
一般地区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県
<p>1 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町</p> <p>2 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。</p> <p>北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町</p> <p>宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）</p> <p>山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町</p> <p>福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村</p> <p>栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）</p> <p>群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）</p> <p>新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町</p> <p>山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）</p> <p>長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。）、松本市（旧</p>	

松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
岩手県 宮古市（旧新里村、旧川井村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村
茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧六合村を除く。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）、
埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
東京都 奥多摩町
富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、
福井県 大野市（旧和泉村に限る。）、
山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県 中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原

	村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町(旧本川村に限る。)

4 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村
宮崎県	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市(旧野尻町を除く。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

5 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
備考	この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

（北海道）

地 区 名	地 域
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 3,315,000円	
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向住宅、老人同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり 3,565,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 28,702,000円	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,249,000円	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり 1,458,000円 1戸当たり 210,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1戸当たり 2,868,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 1,989,000円	
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,521,000円 ただし、本区分の加算を受けて合併処理浄化槽を設ける場合にあつては、 2,413,000円	都市再生住宅
(9) 店舗等併設	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり	改良住宅、小規

工事費		1,490,000円	模改良住宅及び更新住宅														
(10)ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,458,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(11)試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,490,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(12)作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1㎡当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12㎡を限度とする）を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>147,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>156,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>160,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>160,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>160,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>183,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	147,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	156,000円/㎡	低層耐火構造	160,000円/㎡	中層準耐火構造	160,000円/㎡	中層耐火構造	160,000円/㎡	高層耐火構造	183,000円/㎡	
構造別	1㎡当たり工事費																
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	147,000円/㎡																
木造2階建及び準耐火構造2階建	156,000円/㎡																
低層耐火構造	160,000円/㎡																
中層準耐火構造	160,000円/㎡																
中層耐火構造	160,000円/㎡																
高層耐火構造	183,000円/㎡																
(13)耐久性向上工事費	木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこれと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあっては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあっては、13.5cm）以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあっては、	1戸当たり 1,989,000円 ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、1,989,000円に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準	都市再生住宅														

	<p>ては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。</p> <p>② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。</p> <p>③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。</p> <p>④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。</p> <p>⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上とすること。</p> <p>⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。</p>	床面積に44m ² を加えたもので除した数値を乗じて得た額	
(14) スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で貸金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり 2,868,000円	都市再生住宅
(15) その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 2,868,000円	

別表第3 開発充当率

(1) 開発充当率

取得の条件		開発充当率
1	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条の2の適用を受けて取得する場合	1.00
2	1㎡当たり6,000円以下の価格で取得する場合	1.00
3	その他の場合 改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
	改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A ₀ %)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = A_0 - A$ ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2) 基準容積率

構造	地区区分		特別 〔特別豪雪地帯 を除く〕 大都市	一般 奄美 沖繩	特別 〔特別豪雪地帯 に限る〕 北海道 多雪寒冷
			%	%	%
木造（平屋）					
低層準耐火構造（平屋）			20	20	20
低層耐火構造（平屋）					
木造（2階）					
低層準耐火構造（2階）			35	35	30
低層耐火構造（2階）					
中層準耐火構造（3階）			55	55	55
中層耐火構造（3階）					
中層耐火構造（4・5階）			75	70	65
高層耐火構造			114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1（その6）による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

○その1 (大都市-I)

都道府県	市町名
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、長久手市
滋賀県	大津市
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、精華町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、生駒市
広島県	広島市、府中町
沖縄県	那覇市

○その2（大都市－Ⅱ）

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡市、杉戸町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、富里市、酒々井町、大網白里市
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、愛川町
新潟県	新潟市
石川県	金沢市、輪島市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、あま市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲市
京都府	南丹市、久御山町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	北九州市、福岡市、大野城市
沖縄県	宜野湾市、浦添市、沖縄市、与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額														
(1) 道路整備費	整備に要する額														
(2) 下排水工事費															
(3) 児童遊園整備費															
(4) 緑地整備費															
(5) 地区施設等用地取得造成費															
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める1㎡当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。														
(7) 管理事務所設置工事費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>147,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>156,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>160,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>160,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>160,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>183,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	147,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	156,000円/㎡	低層耐火構造	160,000円/㎡	中層準耐火構造	160,000円/㎡	中層耐火構造	160,000円/㎡	高層耐火構造	183,000円/㎡
	構造別	1㎡当たり工事費													
	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	147,000円/㎡													
	木造2階建及び準耐火構造2階建	156,000円/㎡													
	低層耐火構造	160,000円/㎡													
	中層準耐火構造	160,000円/㎡													
	中層耐火構造	160,000円/㎡													
高層耐火構造	183,000円/㎡														
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、28,592,000円/件を限度とする。														
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、28,592,000円/件を限度とする。														
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、28,592,000円/件を限度とする。														
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、445,000円/件を限度とする。														
(12) 施設併存構造費及びピロティー建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造77,000円/㎡、高層耐火構造86,000円/㎡を限度とする。														
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、172,000円/㎡を限度とする。														
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額														
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額														
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額														
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額														
(18) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額														

附 則

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この要綱は、福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（再生加速化）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第1の1. 1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）及び子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1. 1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1. 1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）についても適用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等
福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（再生加速化）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第1の1. 1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1. 1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1. 1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額

第3条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、第2の2(4)中「別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。」とあるのは、

「国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。

イ 1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に0.15を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額

ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額」とする。

- 2 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第2中、(15)その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1戸当たり 2,868,000円」とあるのは、「① 1戸当たり 2,868,000円 ② 1戸当たり 2,868,000円」とする。

第4条 本通知で対象としている事業のうち、平成25年10月1日以降に工事契約を締結し、かつ、施行期間が平成26年度にまたがる事業については、以下のAeに定める額を平成26年度事業において標準建設費等に加算することができる。（平成25年度中の当該事業の事業費の算定において消費税率相当分を5%としていた場合に限る。）

$$Ae = E \times t$$

Ae：標準建設費等の加算額

E：平成25年度における当該事業の事業費の算定において消費税率相当分を5%として支払った額の合計

t：3/105

附 則

第1条 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

第2条 この要綱は、福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（再生加速化）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第1の1. 1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）及び子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1. 1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1. 1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）についても適用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等
福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（再生加速化）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第1の1. 1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1. 1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1. 1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額

第3条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、第2の2(4)中「別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。」とあるのは、「国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。

イ 1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に0.22を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額

ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額」とする。

2 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第2中、(15)その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事

情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1戸当たり 2,868,000 円」とあるのは、「① 1戸当たり 2,868,000 円 ② 1戸当たり 2,868,000 円（地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要がある、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額）」とする。

第4条 本通知で対象としている事業のうち、平成25年10月1日以降に工事契約を締結し、かつ、施行期間が平成26年度にまたがる事業については、以下のAeに定める額を平成26年度事業において標準建設費等に加算することができる。（平成25年度中の当該事業の事業費の算定において消費税率相当分を5%としていた場合に限る。）

$$Ae = E \times t$$

Ae：標準建設費等の加算額

E：平成25年度における当該事業の事業費の算定において消費税率相当分を5%として支払った額の合計

t：3/105